

土地区画整理法第 77 条第 8 項にもとづく認可取扱基準

1 目的

この基準は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号。以下「法」という。）第 77 条第 8 項の規定にもとづく建築物等の移転または除却（以下「移転等」という。）にかかる認可（以下「認可」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 認可基準

青梅市長（以下「市長」という。）は、移転等について、次に掲げる第 1 号、第 2 号および第 4 号アのいずれにも該当する場合、または第 1 号、第 3 号および第 4 号イのいずれにも該当する場合に認可するものとする。

(1) 法第 77 条第 1 項に規定する場合

(2) 土地区画整理事業の施行者（以下「施行者」という。）が法第 77 条第 2 項の規定による通知および照会の手続を行った場合

(3) 施行者の過失なく建築物等の所有者または占有者を確知することができないときで、施行者が法第 77 条第 4 項、第 5 項および第 6 項の規定による公告手続および同項の規定による通知を行った場合

(4) 次のアおよびイに掲げる区分に応じて、当該アおよびイに掲げる期限を経過した後の移転または除却であること。

ア 第 2 号に該当する場合 法第 77 条第 3 項に規定する期限

イ 前号に該当する場合 法第 77 条第 7 項に規定する期限

3 認可の申請

認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に建築物等の移転（除却）認可申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

4 認可の決定等

市長は、認可にかかる申請があったときは、第 2 項に規定する

認可基準にもとづきその可否を決定し、その旨を当該申請者に認可通知書（様式第2号）または不認可通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

5 移転等の工事期間変更認可基準

市長は、前項で認可した移転等に、災害その他当初予見しえなかった事情の変化が生じた場合は、移転等の期間の変更を認めることができる。

6 移転等の工事期間変更認可申請

第4項の認可を受けた移転等の期間を変更しようとする者（以下「変更申請者」という。）は、市長に移転（除却）工事期間変更認可申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

7 移転等の工事期間変更認可の決定等

市長は、移転等の期間変更認可にかかる申請があったときは、第5項に規定する移転等の工事期間変更認可基準にもとづきその可否を決定し、その旨を当該変更申請者に工事期間変更認可通知書（様式第5号）または工事期間変更不認可通知書（様式第6号）により通知しなければならない。

8 認可の取消し

市長は、次のいずれかに該当するときは、認可を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により認可を受けたとき。

（2）認可の内容およびこれに付した条件その他法令に違反したとき。

9 実施期日

この基準は、令和7年9月1日から実施する。

様式第 1 号

建築物等の移転（除却）認可申請書

年 月 日

青梅市長 様

〇〇土地区画整理組合

住 所

氏 名

〇〇土地区画整理事業の施行地区内の下記の建築物等は、土地区画整理事業の施行上、移転（除却）することが必要となり、その所有者および占有者に対し、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号。以下「法」という。）（第 77 条第 2 項・第 77 条第 4 項）にもとづく手続を行いました。

しかし、法第 77 条第 3 項に規定する期限または同条第 7 項に規定する期限を経過しても所有者自らが下記の建築物等を移転（除却）しないため、同条第 8 項の規定により、申請者が下記の建築物等の移転（除却）をするための認可を受けたく申請いたします。

記

- 1 建築物等の所在
- 2 建築物等の所有者または占有者の住所および氏名
- 3 建築物等の構造および数量
- 4 添付書類
 - (1) 仮換地指定通知書の写し
 - (2) 通知および照会の写し（法第 77 条第 2 項に該当する場合）
 - (3) 建築物等の所有者の回答の写し（法第 77 条第 2 項に該当する場合）
 - (4) 政令で定める公告の写し（法第 77 条第 4 項に該当する場合）
 - (5) 移転（除却）実施計画書
 - (6) その他必要な書類

様式第 2 号

青 第 号

建築物等の移転（除却）認可通知書

〇〇土地区画整理組合

住 所

氏 名

年 月 日付け 号で申請のあった土地区画整理法（昭和 2 9
年法律第 1 1 9 号）第 7 7 条第 8 項の規定による建築物等の移転
（除却）については、下記のとおり認可する。

年 月 日

青梅市長

記

- 1 建築物等の所在
- 2 建築物等の所有者または占有者の住所および氏名
- 3 建築物等の構造および数量
- 4 工事期間
- 5 工事概要
- 6 その他

不認可通知書

〇〇土地区画整理組合

住 所

氏 名

年 月 日付け 号で申請のあった土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 77 条第 8 項の規定による建築物等の移転（除却）については、下記の理由により認可しない。

年 月 日

青梅市長

記

理 由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、青梅市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、青梅市を被告として（訴訟において青梅市を代表する者は青梅市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌

日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

- 3 ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第4号

移転（除却）工事期間変更認可申請書

年 月 日

青梅市長 様

〇〇土地区画整理組合

住 所

氏 名

年 月 日付け青 第 号で認可された土地区画整理法
（昭和29年法律第119号）第77条第8項の規定による建築物
等の移転（除却）の工事期間について、下記のとおり変更する認可
を受けたく申請いたします。

記

1 変更内容

変更前 年 月 日から 年 月 日まで

変更後 年 月 日から 年 月 日まで

増 減 日

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 移転（除却）実施計画書（期間変更後のもの）
- (2) その他必要な書類

以 上

工事期間変更認可通知書

〇〇土地区画整理組合

住 所

氏 名

年 月 日付け 号で申請のあった土地区画整理法（昭和 2 9
年法律第 1 1 9 号）第 7 7 条第 8 項の規定による建築物等の移転
（除却）の工事期間の変更については、下記のとおり認可する。

年 月 日

青梅市長

記

1 工事期間

変更前 年 月 日から 年 月 日まで

変更後 年 月 日から 年 月 日まで

増 減 日

2 その他

以 上

工事期間変更不認可通知書

〇〇土地区画整理組合

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 7 7 条第 8 項の規定による建築物等の移転（除却）の工事期間の変更については、下記の理由により認可しない。

年 月 日

青梅市長

記

理 由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、青梅市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、青梅市を被告として（訴訟において青梅市を代表する者は青梅市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌

日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

- 3 ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)